

リアバンパーASSY・EX バンパーの突入防止装置における車検取得について

この度は、弊社商品をお買い上げいただき誠にありがとうございます。
弊社 CL20 リアバンパーASSY 及びリア EX バンパー装着においてその下縁が地上より 550 mm 以内であるにもかかわらず車検時（継続検査）に突入防止装置の要件で通せないと指摘を受けた場合、以下を検査官に提示いただきますようお願いいたします。

検査官の皆様へ

【はじめに】

令和 3 年 9 月以降生産車において突入防止装置（審査事務規定 7-37）の要件が改正されました。弊社といたしましては、商品を購入いただいたお客様の継続検査がスムーズに行われるよう見解を以下にまとめました。

なお、解釈につきましては軽自動車検査協会広島主管事務所へ車両を持ち込み確認を行っております。

紙面の内容をご確認いただき、正当なご判断をいただきますようお願いいたします。

【装備要件の解釈について】

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程より抜粋・要約

7-37 突入防止装置 / 7-37-1 装備要件

自動車の後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し、7-37-2 の基準に適合する突入防止装置を 7-37-3 の基準に適合するよう備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして次に掲げる要件に適合する自動車にあっては、この限りでない。

【次に掲げる要件とは】

自動車にあっては、モノコック構造の車体の後面、リヤリフトゲート後面、塵芥車の荷箱後面その他 の後面の構造部が①から⑤又は (1) ①から③までに掲げる要件に適合するものであること

『その他の後面の構造部が①から⑤の場合』（パターン 1）

①構造部は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪最外側の内側 100mm までの間にあること。ただし、当該構造部の幅が後軸の車輪の最 外側の幅を超えているものにあっては、この限りでない。

③構造部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下であること。

《パターン 1 の解釈》

その他の後面の構造部とは車体以外も含まれることから、スズキ ジムニーではバンパーとその取り付け部が該当部位となっています。

バンパーとその取り付け部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあり且つ上記を満たす部位が地面から 550 mm以下であれば基準を満たすと解釈されます。

『(1) ①から③の場合』 (パターン 2)

①車体後面の構造部における平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 120mm (車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては 100mm) 以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。

ただし、車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の 60%以上であればよい。

②車体後面の構造部における下縁の高さが、空車状態において地上 550mm (車両総重量が 8t 以下の自動車にあっては 600mm) 以下であること。

《パターン 2 の解釈》

車体後面の構造部とはフレームやボディでありバンパー等の付属品は車体に含まれません。またジムニーの最後部のクロスマンバーは幅 100mm に満たないため条件を満たすことが出来ません。よってパターン 2 に該当する部分はジムニーに存在しないと考えます。

【装備要件の解釈のまとめ】

上記より《パターン 2》((1) ①から③) に該当する部分がジムニーに存在しないと判断し、《パターン 1》に示した『その他の後面の構造部が①から⑤に含まれる場合』において以下の対応を実施しました。

【対応】

《対象商品》

- CL20 リアバンパーASSY

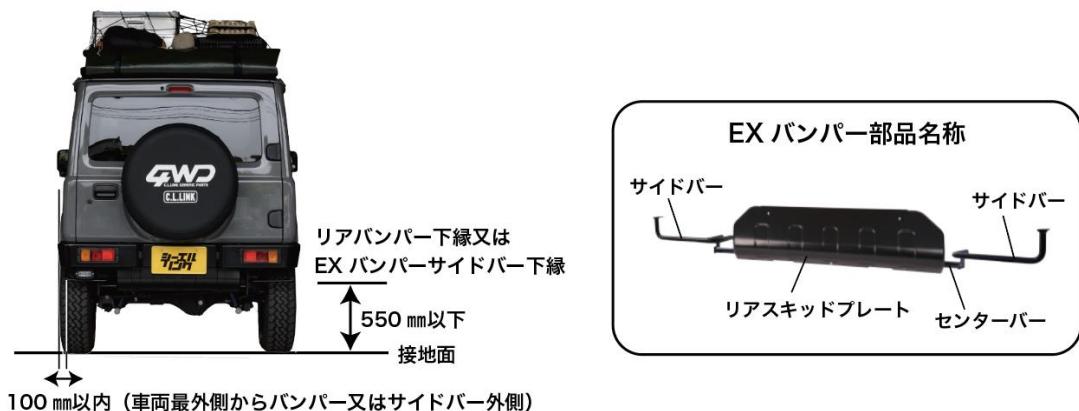
当該リアバンパーへの交換を実施した車両において、その下縁が地面より 550 mm以下の場合は《パターン 1》の要件を満たしており継続検査において適合します。

《EX バンパーについて》

令和 3 年 9 月以降生産車が規定をクリアするために設計・製造した、CL20 バンパーASSY を下方に延長するキットです。(次項図参照) CL20 リアバンパーASSY を装着し、リフトアップカスタム等により下縁の高さが 550 mmを超えた場合は EX バンパーを別途装着し対応します。

【EXバンパー装着車の扱い】

EXバンパーは弊社リアバンパー下部及び牽引フック基部にボルト・ナットで装着されるもので、固定的取り付けによって弊社リアバンパーの一部に該当します。EXバンパーのサイドバーは『後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間』にあるよう設計しています。そのため、リアバンパーに EXバンパーを追加装着した車両はサイドバーの高さが地面から 550mm 以下であれば基準を満たすことになり継続検査に適合する状態です。(次図参照)



【強度について】

『突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有する～』とあり、この突入防止装置は国連協定規則(UN R58)の基準をクリアするものでなければなりません。

しかし、8t以下の車両に取り付ける突入防止装置は国連協定規則(UN R58)にて強度に関する要件は定められておらず、取り付け要件のみ規定されています。

上記より『突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造』とは 8t以下の車両では強度要件は不要となり、装備要件を満たしていれば審査事務規定に適合すると解釈できます。

【結論】

以上のことより、シーエルリンクの販売する『CL20 リアバンパーASSY』を装着、または『CL20 リアバンパーASSY』に『リア EXバンパー』を併用した場合、空車状態においてその下縁の高さ (EXバンパー装着車はサイドバー) が地上より 550mm 以下であれば 7-37 突入防止装置 / 7-37-1 装備要件 (2) を満足し、継続検査において適合します。